平成２９年（フ）第８６６号
大阪府東大阪市本町14番８号　205
債務者　石川　達郎
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７号
大阪府藤井寺市小山藤美町11番１―507号
債務者　森　可奈子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
大阪府柏原市大字高井田1572番地の11
債務者　園田みどり
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根922番地　県営平良東団地１棟106号
債務者　新里　幸則
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第２９号
北海道帯広市西12条南41丁目４番15号
債務者　細川　一幸
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
北海道北見市西三輪１丁目644番地７　ラテールＤ201号、前住所茨城県古河市静町３番12号　ツインパレス東201号
債務者　山本　昌子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
青森県八戸市売市１丁目８番14号　コーポ野沢Ｂ－４、前住所青森県八戸市根城３丁目４番32号　金浜荘７号室
債務者　高森　順子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
岩手県紫波郡紫波町片寄字土手田44番地１
債務者　細川　伸悟
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２号
仙台市宮城野区原町５丁目13番３号　サニーライフ原町202
債務者　佐々木永憲
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
仙台市泉区南光台南３丁目７番12―306号
債務者　阿部ひとみ
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
仙台市青葉区高松１丁目１番12号　ソレイユ高松103、従前の住所宮城県多賀城市下馬３丁目17番12号　小林アパート
債務者　冨山　克明
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
秋田市泉一ノ坪９番15号
債務者　奥山　　涼
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
秋田県由利本荘市館字石沢館85番地１
債務者　猪股　忠男
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第９号
福島県河沼郡会津坂下町字惣六98番地　惣六ハイツ203、前住所福島県河沼郡会津坂下町字古町川尻426番地　町営古町川尻住宅５号棟247号
債務者　芥川　秀一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第８号
福島県いわき市四倉町上仁井田字夕円41－１アルカンシェルⅣ202、住民票上の住所福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野678番地の１鮹沢町営住宅１―206
債務者　鈴木　郭生
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２６９号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目６番１号
債務者　石川　晴之
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係